

阿賀野市告示第2号

阿賀野市公共ます等設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月7日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市公共ます等設置要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市公共ます等設置要綱（平成26年阿賀野市告示第164号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業集落排水事業（以下「下水道」という。）」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「阿賀野市規則第132号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第6条第2項第3号中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に、「阿賀野市下水道受益者負担金条例施行規則」を「阿賀野市下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第134号）」に改め、「若しくは阿賀野市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則第15条第2項各号」を削り、同項第4号中「条例」を「阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175条。以下「条例」という。）」に改め、同項第5号中「負担金条例」を「阿賀野市下水道事業受益者負担金条例（平成16年度阿賀野市条例第178号）」に、「負担金」を「負担金等」に改める。

第10条第3項中「阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第4項中「阿賀野市下水道条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第132号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年1月7日から施行し、改正後の阿賀野市公共ます等設置要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の阿賀野市集落排水処理施設条例（平成16年阿賀野市条例第180号）及び阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第137号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の阿賀野市公共ます等設置要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の日の前日までに、市長が設置した公共ます等は、この告示による

改正後の阿賀野市公共ます等設置要綱の相当規定により設置されたものとみなす。